

公告第276号
令和3年2月19日

中部アイティ産業健康保険組合
理事長 古堅 宗信

令和3年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について公告

任意継続被保険者の標準報酬月額上限については、健康保険法第47条第2項の規定により前年9月30日現在の全被保険者の標準報酬月額を平均した額で決定される。

令和3年度当健康保険組合における平均標準報酬月額上限は下記のとおりであることを公告します。

記

1. 令和2年9月30日現在の平均報酬月額 334,639円
2. 令和3年度における平均標準報酬月額 340,000円
3. 適用期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

以上